

白川町こども発達支援教室運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、白川町長（以下「事業者」という。）が設置する白川町こども発達支援教室（以下「教室」という。）が行う児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービス（以下「障害児通所支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、教室の職員（以下「職員」という。）が、通所している児童（以下「利用者」という。）に対して適正な障害児通所支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 教室は、利用者が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を行うものとする。

2 障害児通所支援の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、東白川村、町内の保育園並びに地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の実施地域)

第3条 障害児通所支援の実施地域は、白川町及び東白川村の区域とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 教室に次の職員を置き、白川町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の職員をもって充てる。

(1) 管理者 1名（常勤）

職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名（常勤）

管理者の指揮管理の下で、児童通所支援個別支援計画の策定及び評価に当たる。

(3) 児童指導員又は保育士 2名以上

管理者の指揮管理の下で、障害児通所支援の提供に当たる。

(利用定員)

第5条 教室において同時に障害児通所支援の提供を受けることができる利用者の数は、別表のとおりとする。

(障害児通所支援の内容)

第6条 教室が行う障害児通所支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 言語障害の療育

(2) 知的障害の療育

(3) 視覚障害の療育

(4) 肢体不自由の療育

(5) 当該利用者に必要な療育、指導の方法等についての保護者に対する相談及び助言

(障害児通所支援の時間)

第7条 障害児通所支援の営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後5時15分までのうちで別表に掲げる時間とする。
(利用者から受領する費用の額等)

第8条 白川町こども発達支援教室設置に関する条例（昭和59年白川町条例第2号）第7条第2項に定める費用の額は、次に掲げるものとし、利用者から徴収するものとする。

- (1) 教材及び賄材料費等の実費相当額
- (2) 損害賠償保険料
- (3) その他障害児通所支援の利用上必要な経費

2 前項に規定する費用は、教室の定める期日までに現金により協議会へ納付するものとする。
(障害児通所支援の開始)

第9条 町長は、緊急を要すると認めた場合は、利用契約締結前であっても障害児通所支援を開始することができるものとする。この場合において、町長は、障害児通所支援開始後速やかに利用申込者と利用契約を締結するものとする。

(利用にあたっての留意点)

第10条 利用者は、障害児通所支援の利用にあたって教室の利用方法等について、職員の指示に従わなくてはならない。

(緊急時における対応方法)

第11条 指導員又は保育士は、障害児通所支援を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 指導員又は保育士は、障害児通所支援の実施中に天災その他の災害が発生した場合、必要に応じて利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。
(非常災害対策)

第12条 管理者は、教室の非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 管理者は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画を作成し、これに基づいて消火、通報及び避難の訓練を定期的に行わなければならない。

(秘密保持)

第13条 職員は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(苦情処理)

第14条 教室は、提供した障害児通所支援に関する利用者の保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 教室は、苦情を処理するために講ずる措置の概要を教室内に掲示するほか、利用申込者に対し、文書で説明するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 教室は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 職員に対する虐待の防止を啓発及び普及するための研修の実施
- (4) 虐待防止のための対策を検討する身体拘束廃止虐待防止委員会（以下「委員会」という。）の設置及び委員会での検討結果についての職員への周知徹底
（身体的拘束等の禁止）

第16条 教室は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

2 教室は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 教室は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての職員への周知徹底
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 職員に対する身体的拘束等の適正化のための研修の実施
（その他）

第17条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条・第7条関係）

時 間 \ 曜 日	月	火	水	木	金
午前9時00分～ 午前10時30分	2人	2人	2人	2人	2人
午前10時30分～ 午後零時	2人	2人	2人	2人	2人
午後1時00分～ 午後2時30分	0人	0人	0人	0人	0人
午後2時30分～ 午後4時00分	2人	2人	2人	2人	2人
午後4時00分～ 午後5時15分	4人	4人	4人	4人	4人